三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字**椛**谷三八〇・字**椛**山三九二〇・三九二二の一・三九二二の二・三九二六の一・三九二八の一・三九二八の三・三九二九の一・三九二九の二・三九三一・三九三三・三九三四・三九四一・三九四二の二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月十七日
農林水産大臣　**齋**藤　健
一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字梅ヶ谷一八三三の三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字梅ヶ谷一八三三の三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月十七日
農林水産大臣　**齋**藤　健
一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字三寺払二九一四の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三寺払二九一四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年十一月十七日
農林水産大臣　**齋**藤　健
一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町草本字市作一二八五の一、一二八六の一、一二八九、一二九一から一二九七まで、一二九九、一三〇〇、一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇二から一三〇四まで、一三〇五の一、一三〇五の二、一三一二、一三一三、一三二一、一三二二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年十一月十七日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
417155	前之園博一
417157	藤居　真登
417159	阿部　正嗣
417161	中川　友絵
417163	仲谷　和浩
417165	高齋　正樹
417167	矢羽田義男
417169	西野　利周
417171	品田　正人
417173	藤枝　信介
417175	渡邉　大輔
417177	須谷紗代子
417179	植田　剛右
417181	佐々木実郎
417183	高岡　直樹

登録番号	氏名
417156	徳永　輝久
417158	中川　直
417160	中原　克浩
417162	大森　俊介
417164	市村　周一
417166	永山　貴久
417168	楠木　俊行
417170	門前　智
417172	小池　直幸
417174	秀樹
417176	太田　竜
417178	繁村　武尊
417180	木町　好成
417182	小嶋　祐輔
417184	田中　祥太

○経済産業省告示第二百五十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年十一月十七日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	（変更前）	（変更後）
400899	川崎　聡	川崎　聡
405250	櫃間　霞	山田かすみ
406713	古市今日子	岡田今日子
411287	佐瀬　敬子	大場　敬子
414322	土井　秋恵	古屋　秋恵
415047	平井　優季	田村　優季

○経済産業省告示第二百五十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年十一月十七日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
400128	上村　太
404715	川島　崇
405230	佐藤　寿

○経済産業省告示第二百五十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年十一月十七日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
200373	高橋　敏是

○経済産業省告示第二百五十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十九年十一月十七日
経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
410585	近藤　和則
410672	奥田　英司
410616	杉山　智宏